

平成30年度北海道大学大学院公共政策学教育部

一般選考入学者試験「専門科目試験問題紙」

科目試験区分： B 行政（政治学、行政法）

答案作成上の注意

1. 試験の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は、政治学は1枚、行政法は1枚である。
3. 解答用紙は両面のものが、政治学は2枚、行政法は1枚である。
4. 解答用紙はすべて必ず提出せよ。
5. 受験番号(2箇所)は、すべて解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 判例及び書き込みのない所定の六法の持ち込みを認める。

平成30年度北海道大学大学院公共政策学教育部

一般選考入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目 : 政治学

(B 行政、C 政治)

以下の問いに答えなさい。

問題1. 有効議会政党数 (effective number of parliamentary parties) を説明し、その
大小を規定する要因、あるいはそれに影響を与える要因を論じなさい。

(50 点)

問題2. 日本政府として「EBPM(Evidence-Based-Policy-Making)」、すなわち「エビデンス
に基づく政策立案」、データ等証拠に基づく政策立案の充実に取り組むことが提示され
ている。この取組みが、国と地方の政策過程に与える意義と課題について論じなさい。

(50 点)

平成30年度北海道大学大学院公共政策学教育部

一般選考入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目： (行政法)

以下の全ての問題に答えなさい。

1 Y市立高校の教員であるXは、担任するクラスの生徒であるAに対し、わいせつな内容のメールを数回送信したことを理由に、Yの教育委員会Bから地方公務員法29条1項に基づいて懲戒免職処分を受けた(以下「本件処分」という。)。Xは、本件処分に対し取消訴訟を提起した。Xの請求が認容されるかどうか、論じなさい。

なお、本件処分前からBは、教員に対する懲戒処分に関する処分基準を定め、公表していた。それによると、個別事情によって加重・軽減の余地はあるものの、生徒との性的な身体的接触は免職、わいせつなメールの送信は停職となっている。(60点)

2 行政事件訴訟法32条1項は、「処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。」と定めているが、ここでいう「第三者」の意味については学説上対立がある。そこで、第三者を、原告と利害関係が共通する「利益共通第三者」と原告と利害関係が対立する「利益相反第三者」に区別したうえで、学説の対立を説明しなさい。(40点)

<参照条文>

地方公務員法第二十九条第一項 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合